

あきる野市 平和都市宣言を制定しました

市では、第2次あきる野市総合計画に基づき、市自らが、戦争の悲劇を繰り返さず、核兵器の廃絶と世界の平和を訴え続ける必要があることから、平和都市宣言を制定しました(下記のとおり)。

あきる野市 平和都市宣言の宣言文(案) に寄せられた意見の閲覧

- あきる野市平和都市宣言の宣言文の作成に伴い、実施したパブリックコメントで提出された意見の概要とその意見に対する市の考え方を公表しています。
- ▽閲覧場所 情報公開コーナー(市役所4階)、企画政策課、五日市出張所、中央公民館、各図書館
- ※市ホームページでも掲載しています。
- ▽閲覧期間 5月14日(火)まで
- ※市ホームページには、閲覧期間以降も掲載します。
- ▽問合せ 企画政策課(直通558・1261)

後期高齢者医療保険 料率などが変わりました

- 東京都後期高齢者医療広域連合では、保険料率などの2年ごとの見直しにより、4月1日から保険料率などを変更しました。
- ▽変更点
- 均等割額：4万7300円(変更前4万6400円)
- 所得割率：9・67%(変更前9・49%)
- ※令和6年度に限り、賦課の基礎となる所得金額が58万円以下

あきる野市平和都市宣言の宣言文

あきる野市平和都市宣言

わたしたちが思う「平和」は
世界から核兵器と戦争や紛争がなくなり
みんなが安心して暮らせることです

わたしたちの国は
かつて原爆による想像もできない恐怖と苦しみを体験しました
今もなお その影響は続いています
この事実を忘れず 未来に伝えていくことが わたしたちのつとめです

わたしたちは
「平和」の尊さを理解し 多くの人と分かち合うことを大切にしていきます
そして 全ての核兵器と戦争や紛争がなくなり
世界が「平和」になることを求め
ここに あきる野市が平和都市であることを宣言します

- ※「核兵器」は、「核エネルギー(核分裂や核融合の際に出るエネルギー)を利用した兵器」のことです。
- ※「紛争」は、「2者以上の関係者が、それらの利害や価値を最大化しようとするために生じる争いのこと」という意味ですが、この宣言文では、内戦やテロなどを示しています。
- ※「尊さ」は、「大切であること」「貴重であること」「とても価値があること」などの、さまざまな意味です。

- ▽申込期限 令和7年3月31日(月)まで(郵送可)。ただし、予算の範囲内
- ※令和5年4月1日以降の購入が支給対象になります。
- ▽助成額 ヘルメット1個につき2千円
- ※購入価格が2千円未満の場合は購入価格(ポイント利用の場合はポイント使用分は割引)として助成金額には含まれません
- ※1人につき1個まで(本助成を受けていないこと)
- ※安全基準認証マーク「SG、CE(EN1078)、JCF、CPS C1203等」のある新品



自転車用ヘルメット 購入費の助成

- ▽対象者 市内在住者(事業者は除く)で市税等の滞納がない方
- ▽申込み方法 申請書と請求書に必要書類を添えて、直接窓口(市役所か五日市出張所)か郵送で提出してください。
- ※申請書と請求書は、窓口に配置しています(市ホームページからもダウンロードできます)。
- ▽必要書類
- 交付申請書(未成年者は保護者が申請)
- ヘルメットの領収書かレシート(の原本：購入日、購入店名、購入金額の記載があるもの)
- 購入の際、安全基準認証マーク、領収書等の発行の有無を確認し、購入してください。
- 安全基準認証マークが分かるものの写し(写真可)：メーカー、品番(商品名)の記載があるもの
- 本人(申請者)確認書類の写し：運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)、健康保険証等
- 請求書と通帳等の写し(申請者名義の口座に振込み)
- ▽問合せ 地域防災課地域安全係

「特定健康診査」(無料)を受けましょう 受診券をお送りします



- の方は8・78%となります。
 - 年間保険料限度額：80万円(変更前66万円)
 - ※令和6年度に限り、昭和24年3月31日以前に生まれた方と、障害の認定を受けて被保険者の資格を有している方は73万円となります。
 - ▽その他 詳しくは、7月にお送りする令和6年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書に同封のチラシをご覧ください。
 - ▽問合せ 保険年金課後期高齢者医療係
- 市では、国民健康保険に加入している40歳以上74歳以下の方を対象に、メタボリックシンド
- ロームの予防と改善を目的にした「特定健康診査」を実施します。生活習慣病の予防と早期発見のためにも、この機会を利用して、ぜひ「特定健康診査」を受診しましょう。対象の方には、4月下旬に受診券と利用の手引きなどを送付します(後期高齢者医療制度に加入している方には、5月下旬に受診券を送付します)。風しん抗体検査の対象となる方(昭和37年4月2日

学用品費、給食費、修学旅行費など 教育費の一部を援助します(就学援助)



小・中学校に通う子どもがいるご家庭で、一定の条件を満たす保護者に、教育費の一部を援助

- 助します。令和6年度の支給を希望する方は、申請書を提出してください。
- ※申請書等は、各学校を通じて配付しております。市ホームページからもダウンロードできます。
- ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。
- ▽申込み・問合せ 教育総務課学務係(直通558・2412)

国民年金保険料 「学生納付特例制度」 (ガクトク)



大学や専修学校に在学中の20歳以上の学生(本人の前年所得が基準額以下の方に限ります)は「学生納付特例制度」を利用することで、在学期間の保険料納付が猶予されます。保険料を期限(翌月末)までに納付しないと、不慮の事故などで障がい状態になったとき、障害基礎年金を受け取れない場合があります。そのため、納付が困難な方は早めに申請してください。

※学生納付特例期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納付(追納)できます(追納時期で当時の保険料に計算額がつく場合があります)。

※卒業した方で、保険料の納付が困難な場合は、「免除・納付猶予制度」をご利用ください。

▽申請方法 「国民年金保険料学生納付特例申請書」を提出してください。

- ※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから電子申請ができます。
- ▽持ち物 学生証(在学証明書、マイナンバーカード(お持ちでない方は運転免許証などの本人確認ができる書類))
- 継続利用の方は
更新手続きが必要です
- 令和6年3月までの申請分が承認された方で、4月以降も在学予定の方に、日本年金機構から手続案内を送付しています。案内が届いた方で、継続申請する場合は申請書(はがき)に必要事項を記入の上、返送してください。
- ※在学する学校などに変更がある方は、申請書(はがき)では申請できません。
- ▽申請・問合せ 保険年金課年金係、青梅年金事務所(☎0428・30・3410)